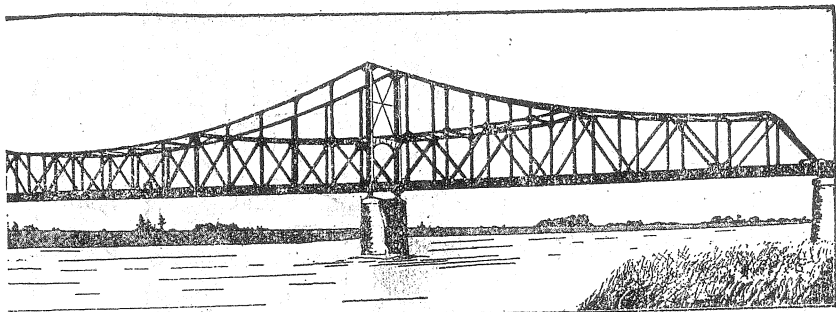




文部時報

第五百五十四號 目次

口繪 (昭和十一年七月一日現在文部省職員)

卷頭 (明治天皇御製三首)

地方長官會議及勤勞者教育協議會に於ける訓示

文部大臣 平生釵三郎 二

小學理科書の取扱方に就いて

文部省圖書監修官 桑木來吉 七

邦樂科設置に就いて

東京音樂學校校長 乘杉嘉壽 一三

日本犬

史蹟名勝天然紀念物委員會委員長 東京帝國大學教授 理學博士 鏑木外岐雄 一九

最近の獨逸に於ける青年運動(一)

海軍中將 伍堂卓雄 二五

第十一回オリムピック大會

文部省體育課 田村森次 三五

復命書

文部省視學委員復命書抄

數學

文部省視學委員 廣島高等師範學校教授 前田文友 三七

農山漁村に於ける學校の實際

農村學校經營上の考慮と實際狀況の一端

愛媛縣東宇和郡野江尋常高等小學校校長 高岡道 三九

資料

文部省沿革略(九)

文部大臣官房文書課 四六

勅令

勅令第一百十號(地方學校衛生職員制中改正)

五七

省令

文部省令第十一號(東京音樂學校規程中改正)

五七

訓令

文部省訓令第二十一號(地方測候所職員定員別表中改正)・同第二十二號(學校衛生技師定員中改正)

五八

告示

文部省告示第二百四十九號(佐賀縣立進德學校教科少年教護法ニ依り承認)・同第二百五十號(國寶所有者變更)

五八

敘任及辭令

(自昭和十一年六月十一日至同六月二十日公表ノ分等)

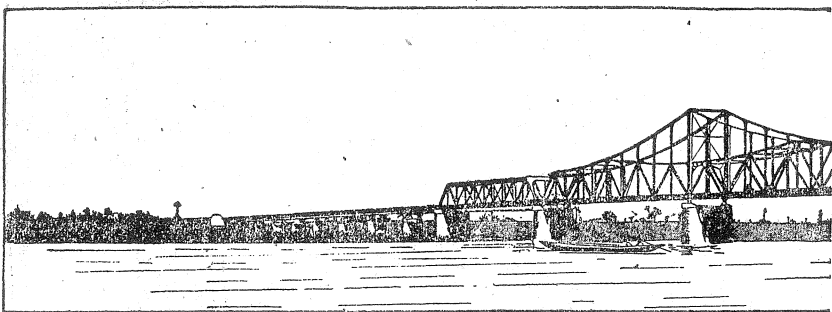
五八

彙報

帝國學士院授賞式——地方長官會議——勤勞者教育協議會——講師解囑——金屬材料講習生募集——精密機械工學講習員募集——學位授與認可——第六十四回師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定本試驗日時並受験者注意——檢定教科用圖書——東京科學博物館開館日數等——圖書推薦——圖書認定——蓄音機「レコード」推薦——淨土宗西山深草派宗制中改正等——曹洞宗宗法曹洞宗務所法改正等——曹洞宗宗令曹洞宗尼教師分限稱號令中改正——顯本法華宗憲附則管長選舉法等中改正——時宗宗規宗議會議員選定規則等中改正——管長事務取扱就職——法人設立許可——休職——休職期間變更——退職——退職滿期免職——死去

文教問答

六六
七九





邦樂科設置に就いて

東京音樂學校長 乘 杉 嘉 壽

東京音樂學校の過去半世紀に餘る歩みは殆んど洋樂の吸收攝取に終始した觀があるが、これは我國の音樂文化の實情よりして止むを得ない事で將來に於ける日本の新國樂創成への準備工作期として當然の過程であつた。

併し他方從來の日本固有の音樂に關する調査研究並教授に至つては國家的には何等の顧慮が拂はれなかつたといふ事は我等の齊しく認め且遺憾とする處であつた。

元來邦樂は我が民族の思想感情を基調として永い傳統の下に生成されたものであるが故に、教育上國民の情操陶冶や日本文化振興の爲には最も重視されねばならぬ筈である。

我が國の歴史や國情に鑑みて、國家的機關たる當校に於て邦樂に關しても洋樂に於けると同様な攻究と教授とが爲さるべきで、然もこれがやがて洋樂研究と相俟つて國家的課題にして且

當校設立以來の大理想たる新國樂の創成を可能ならしめるものに外ならない。

そこで余は昭和三年春當校に赴任するやこの見地に立つて邦樂を本科として洋樂と併置すべき事の至當なるを文部當局に説いたのであつた。

本省では余の要請もあり種々考究の結果遂に選科として邦樂の一部を設置する事を認めるに至つたのである。

即ち昭和四年四月選科規程を改正して學科目中新に長唄を加へ翌五年四月には從來山田流のみであつた選科筆曲科に生田流をも加へ更に同年十一月には能樂をも追加し翌年一月より授業を開始するに至つた次第である。

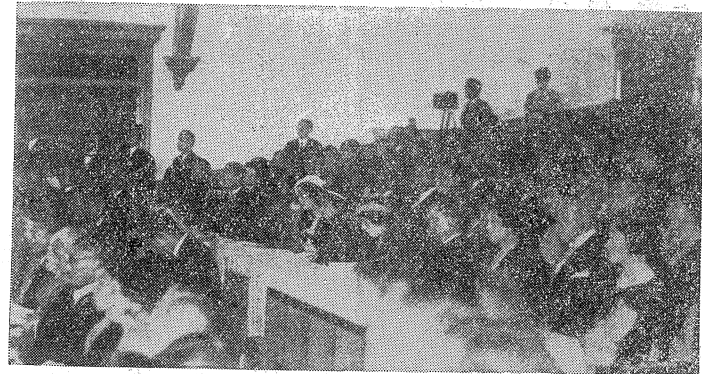
この事はたとへそれが選科といふ待遇に甘んじなければならぬにせよ、邦樂の代表的なものが官立音樂學校の學科目の中

に採り入れられたといふことは本邦音樂文化史上には特筆に値するものでこれ即ち六十年前伊澤初代校長が本校創立當初に掲げた綱領の一つの具現に外ならない。

さて斯くて選科に開設された邦樂科職員スタッフは能樂科には觀世流宗家たる觀世左近氏、筆曲科には生田流に於て宮城道雄氏、山田流にあつては中能島欣一氏を、又長唄科に於ては長唄音樂を今日の地位に迄向上せしめた吉住小三郎氏、並稀音家六四郎氏を講師に囑託し、之に配するに各科に於ては夫々數名乃至十數名の新進氣鋭の専門家を教務囑託として生徒の指導教授を擔當せしめ、生徒は技術及口頭試験の結果入學を許可し神田の分教場に於て授業を行つてゐるが、現在々籍生徒數は

能樂科男 七三 筆曲科男 六八
女 三八 女 二四
長唄科男 五
女 二四

合計三〇一名で修了生は能樂二四、筆曲科二二八、長唄五六、合



本校に臨各 皇族殿下邦樂演奏を聴召さる

計二〇八名といふ狀況である。

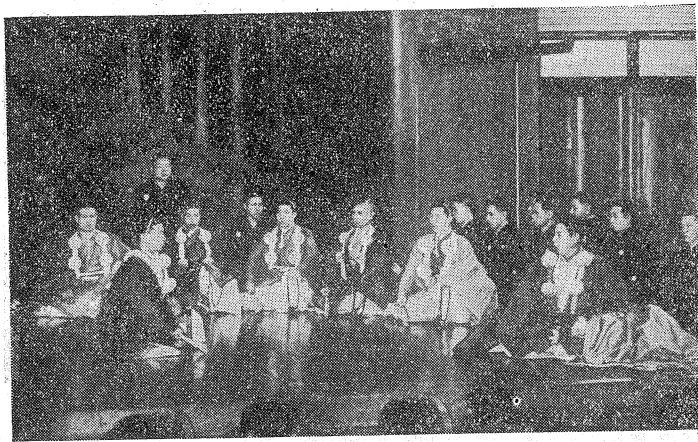
此等の内に於ける研究の結果は外に對しては諸種の演奏會となつて現はれ又時には學校や教育團體の招聘に應じて地方に出張演奏を行ひ斯道の普及發達に資してゐる。

併し乍らこれを以つて余は満足してゐるといふ譯では無論ない。現在分教場にて行はれてゐる選科邦樂の授業は僅かに一週二回の技術に關する事だけであるから謂はゞアマチュアに對する教授の範圍を出てゐないのであるから邦樂に關する音樂専門家養成の目的には叶つてゐないのである。即ち他日我が大音樂を創成すべき人物を養成する當校の主旨に合致してゐるとは云へないのである。在來の邦樂を茶の湯、生花等の遊藝と同範疇に屬してゐた地位から現在の洋樂のそれに迄引上げ、邦樂の眞價を發揮せしめねばならぬ。邦樂家を眞の教養ある藝術家として養成するといふこと

がまた當校の國家に對する責務なのであるから邦樂の國家的評價や待遇を選科から本科に迄昇格せしめねばならないのである。この目的を達成する爲には過去半世紀間上野の本校に於て音樂家を養成して來つたと同様な教育方法を用ふる事が必要となつてくる。即ち單に技術のみならず音樂藝術家として必要な一切の知識を授けると共に精神的訓練、つまり人格教育をも行はねばならぬ。而して教育といふことは歴史と傳統とを無視する事は出来ない。就中邦樂科生徒を教育するに於ては特に然りである。故に古き歴史と傳統とを有する上野の殿堂に於て邦樂科生徒を本科生として教授し訓練を行ふといふことは現下の我國の音樂文化の現狀に於ては絶對的に必要なことである。

斯うした信念をもつて余は飽くまで邦樂科を本科たらしむべく毎年本省にその實施方を要請して來た譯であつた。

邦樂科設置に就いて



能樂

それが幸ひ本年に至つて故松田源治氏が文相に就任されるや余の主義主張に共鳴されて本省として邦樂科新設に關する豫算を昭和十一年度分に計上されたのであつた。處が議會は解散となつたので更に文部當局は去る第六十九特別議會に追加豫算として提出、遂に兩院を目出度通過し來る七月一日より邦樂科は愈々本科として本校に開設されることとなり、これで創立以來理想としてゐた東西兩樂を併置した日本の音樂學校となつた譯である。

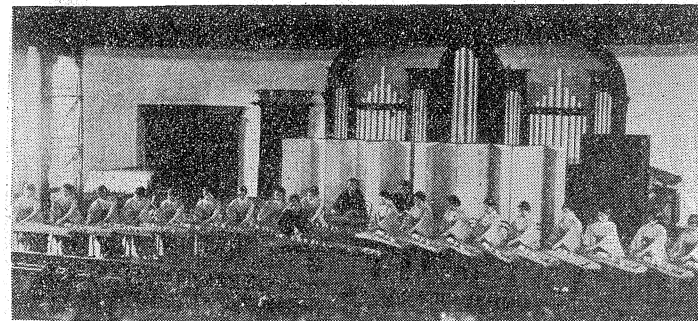
斯くして我等は本校創立以來の大理想たる東西兩樂の研究に依る新國樂創成へ向つて邁進する事となつた。これはひとへに文部當局の邦樂に對する深甚なる理解と異常なる努力とに依るもので誠に感謝に堪えない次第であるが、今後の邦樂については無論のこと一般音樂の向上と發展とに就いては官民一致の所謂國民的

後援なくしては到底所期の目的は達成されぬのであるから、こ

の爲には國民一般の音樂に對する關心を一層深めねばならぬと思ふ。

元來我が國民が文化的に優れた素質をもつてゐるといふことは、かの儒教や佛教を消化し咀嚼して之を血とし肉として燦然たる大和民族の精神文化を作り上げ近くは外來文化の吸收同化に依つて現代の隆々たる日本文化を形成した歴史的事實が證明する如くである。斯様に今日政治經濟軍事科學等萬般に亘つて我が國民が文化的素質を遺憾なく發揮して居るにも不拘、獨り音樂文化に於てのみ斯くの如き低き状態に在るといふ事はそも／＼如何なる譯であらうか。

これは我が國が明治以來盛に移入した理智偏重、科學萬能の外來思想に影響されて精神文化が等閑に附せられ、就中音樂文化の向上發展に關する方策については殆んど顧慮されなかつた事に依るものである。言ひ換へれば國民一般の音樂に對する關心の缺乏もさること乍ら、殊に社會政策や國民教育に従事して來た處の世の爲政



奏演の(流田生)曲筆

者教育者等の音樂の效用に對する認識の缺如に歸因するものと

言つても差支へないのである。

更に言へば前述の如く文化的素質は十二分に備へた國民であり乍ら我が國の音樂の現情尙かくの如きば音樂の重要性の認識を缺いてゐた爲に國民の素質をこの方面に十分發揮せしむる如き方策が樹てられなかつた事に歸因するものである。

ここで余は音樂の重要性に就いて今更縷々説く必要もないが、古來音樂は洋の東西を問はず人の精神生活の糧として重要視され、支那に於ては儒教で禮樂射御書數といふて人の修道の中でも禮樂は最も價値を認められこの思想は我國にあつては千數百年前聖德太子に於かれても強調されたことで、又歐米の近代文化の淵源たる古代ギリシヤでは音樂の教養を體育と共に國民教育の根幹として修身科の役を占めてゐたもので、近代に至つてはゲルマンやラテン民族文化はその民族の音樂的

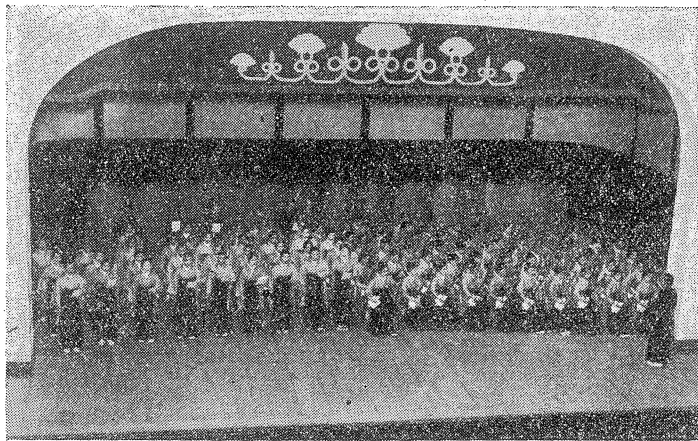
課せられた文化的使命である。

斯くの如く音樂は人間の情操を陶冶し趣味や品性を高尚にして國家や民族の品位と光輝を増す上に偉大な效力をもつ許りでなく、國家や民族の危急の場合にも士氣を鼓舞し愛國心を奮起せしめた例はかの「マルセイユ」の歌や「ラインの守り」の歌に附いた輝かしいエピソードに於て知られる處である。

斯様に音樂が國民生活に於て如何に大切な役割をもつてゐるかといふ音樂の重要性に就いて、我が國の識者達も少し早く氣付いて適當な方策を講じて居たならば我國の音樂文化は今日より遙かに高きものとなつてゐる國民生活を潤はしてゐた事であらう。そして我が國固有の音樂が音樂學校に於て本科として取扱はれる様になつたなど、當然すぎるほど當然なことを欣んでゐる必要などはないのであると、今更思はれるのである。

遮莫我等は茲に飛躍せる日本の諸文化と並んで、我等の生活や歴史や國體などの基礎の上に日本精神を表現せる立派な國樂の創成を期せなくてはならぬ。これが今日我等國民に

邦樂科設置に就いて



奏演の唄長

尙爲參考當校に新設された邦樂科入學案内摘要を次に掲げて置く。

邦樂科入學案内摘要(昭和十一年度) 校舍 本校は上野公園の西北隅、分教場は神田區駿河臺二丁目に在る。

修業年限と學科目 邦樂科は能樂を専修する者、筆曲を専修する者及長唄を専修する者に別ち、修業年限は各々三箇年、授業時數一週二〇時間で、必修科目として修身、能樂、筆曲又は長唄、音樂理論、音樂史、國語、外國語、體操を課し、隨意科目として美學、音聲學、音響學を課する。

研究科 邦樂科卒業者中學業優秀なる者は修業年限二箇年の研究科に入り更に研究を續けることが出来る。

入學の資格と試験 邦樂科に入學し得る者は中學校又は高等女學校の第四學年修了者、高等學校尋常科修了者、同高等科入學試験合格者、專門學校入學者檢定規程に依る試験檢定合

格者、竝に専門學校入學に關し中學校又は高等女學校卒業者と同等以上の學力ありと文部大臣から指定された者等で、口頭試問及身體検査を受け入學試験に合格した者。但女子は夫なき者に限る。以上の資格を有しない者と雖も特に音楽の才能ありと認めたる者は試験の上入學を許可することがある。

授業料 年額八拾圓で、四月、九月及一月の三回に分納する。

檢定料 金五圓。

入學料 入學を許可せられた者は、入學料金三圓を納付すること。

寄宿舎 女生徒で父兄又は相當な保護者の家から通學することの出来ない者の爲めに、本校構内に寄宿舎の設けがある。

寄宿料は年額金三十圓、四月、九月及一月の三回に分納。食費は月額約十五圓位とする。

學友會 は生徒相互の親睦を厚うし、心身を練磨する爲めに設けたもので、生徒は皆會員となつて入會金三圓、會費年額金五圓を納める。

入學の定員

能學を專修する者	約 五 名
箏曲を專修する者 (生田流を修むる者及山田流を修むる者)	約 五 名
長唄を專修する者 (唄を主とする者及三味線を主とする者)	約 五 名
以上計約十五名	

入學試験科目と程度

能樂第一回 能樂を專修する者に謡。高砂、田村、江口、班女、鶉飼の中一曲を志願者をして選擇受験せしむ。

能樂第二回 能樂を專修する者に謡。前記五曲中一曲を指定受験せしむ。

箏曲第一回 箏曲を專修する者に箏(彈き謡ひ)。山田流にありてはほととぎす、八段、近江八景、菊水、都の春、江の島、生田流にありては夕顔、末の契、春の曲、みだれ、四季の詠、磯千鳥の中一曲を志願者をして選擇受験せしむ。

箏曲第二回 箏曲を專修する者に箏(彈き謡ひ)。

前記六曲中一曲を指定受験せしむ。

長唄第一回 長唄を專修する者の中、唄を主とする者に唄。

鶴龜、越後獅子、吾妻八景、外記節猿、大陸摩綱館の段、鞍馬山の中一曲を志願者をして選擇受験せしむ。

三味線を主とする者に三味線(彈き唄ひ)。

前記六曲中一曲を志願者をして選擇受験せしむ。

長唄第二回 長唄を專修する者の中、唄を主とする者に唄(彈き唄ひ)、三味線を主とする者に三味線(彈き唄ひ)。前記六曲中一曲を指定受験せしむ。

國語 中學校又は高等女學校第四學年修了の程度。
外國語 英語、獨語又は佛語の中一を選び、中學校又は高等女學校第四學年修了の程度。

五

問 國民體育館が出来るさうですが、何時何處に出来て如何に利用せられるのですか。

答

我邦一般民衆體育の普及と合理的な發達を企圖して、昭和十年度に中央國民體育館建設費として、拾五萬圓の經費が帝國議會に於て決定せられました。

其の後、體育館の内容に就ては本省體育課に於て建築上の事に就ては大藏省營繕管財局に於て、夫々研究を重ね、本年十月下旬迄に之が完成を見ることになつてゐます。その内容は左記の通りです。

記

一、名稱 中央國民體育館並水泳場

二、場所 神田區一ツ橋 東京商科大學跡

三、中央國民體育館

(1)大運動室 約二五二坪

體操・武道・籠排球各種球技並遊戲等の諸設備をなす。

(2)小運動室 約三五坪

體操並練習設備をなす。

(3)附屬室

附屬室は二階建とし、貴賓室、同休憩室、事務室、監督並指導者室、醫務室、男女更衣室、運動器具室、物置等の諸室を設ける。

(4)舊建物(約三五〇坪)の利用
講堂、會議室、標本室、讀書室、醫療體

操室、選手室、食堂、使丁室等を設備利用す。

四、水泳場(屋外)

二五米に一三米のプールにして、最深一米三〇 最深三米五〇。

三米跳込臺を設備し、夜間使用の設備をなす。

六

問

今日史蹟名勝天然紀念物は文部大臣が指定して居られますのに保存法第一條には「内務大臣指定ス」となつて居りますがどう云ふ譯でせうか。

答

法文には「内務大臣」となつて居りますが夫れは主務大臣と解釋すべきであります即ち官制に依つて主管事務が定りますと其の事務を主管する所の主務長官が夫れに付ての責任者であり又權限を持つて居る譯であります當時の主務長官が偶々内務大臣でありましたので夫れを書き現はしたに過ぎません近頃の法律は國立公園法第一條の如く「主務大臣」と云ふ文字であらばして居ります。

七

問

史蹟名勝天然紀念物の場合の「記」は言扁ですか糸扁ですか。

答

「紀」と「記」との區別に付ては議論もありませんが史蹟名勝天然紀念物保存法で糸扁でありますから「紀」をお用ひ下さい。

定 價 表

部	金	貳拾錢	送料共
一	金	六拾錢	送料共
六ヶ月	金	參圓六拾錢	送料共
一ケ年	金	七圓貳拾錢	送料共

●臨時増刊又は増大號發行の節は別に代金申受けます
●御注文は總て前金に願ひます前金切れの場合は送本いたしません

廣 告 料

廣告料は一頁五拾圓、二分ノ一頁參拾圓、四分ノ一頁拾八圓とす
掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆることを得ず
右文部省の御指定によつたものです

昭和十一年六月二十八日印刷納本
昭和十一年七月一日發行 (第五五四號)

東京市麹町區土三番町十三番地

發行者 大谷仁兵衛

印刷者 大庭公平

印刷所 行政學會印刷所第二工場

電話牛込二九六番

東京市京橋區銀座西七丁目一番地

發行所 帝國地方行政學會

電話銀座六〇六六一六六二六六三番
振替附金口座東京十三番